

# 「土地連セミナー2015」報告書

2015(平成 27)年 3月

一般社団法人 沖縄県軍用地等地主会連合会

## 「土地連セミナー2015」報告書・目次

「土地連セミナー 2015」の開催について ..... 1

### 会長挨拶

一般社団法人沖縄県軍用地等地主会連合会  
眞喜志康明会長 ..... 1

### 講演

「沖縄の振興と駐留軍用地跡地利用の推進」  
内閣府沖縄総合事務局 仲程倫由総務部長 ..... 3

講演資料 ..... 9

### 報告

「沖縄経済における軍用地料の効果について」  
株式会社りゅうぎん総合研究所 伊佐昭彦上席研究員 ..... 21

報告資料 ..... 25

## 「土地連セミナー2015」の開催について

一般社団法人沖縄県軍用地等地主会連合会(以下、土地連)では、平成27年2月13日(金)に「JAおきなわ宜野湾支店会館」(宜野湾市)にて、国、県、市町村、地主会関係者はもとより、一般の方も含め、約150人の出席者の下、「土地連セミナー2015」を開催しました。「土地連セミナー2015」では、仲程倫由総務部長(内閣府沖縄総合事務局)から講演「沖縄の振興と駐留軍用地跡地利用の推進」、伊佐昭彦上席研究員(株式会社りゅうぎん総合研究所)から報告「沖縄経済における軍用地料の効果について」を行いました。

本報告書は、今後の沖縄の振興や駐留軍用地の跡地利用の推進に向けた活動に繋げるため、また、沖縄における返還跡地をめぐる情勢や実態等について専門家から行っていただいた講演等を記録として残し、軍用地等に係る諸問題の解決材料となるよう、当日の講演・報告録をもとに取りまとめ、編集したものです(文責:土地連事務局)。



一般社団法人  
沖縄県軍用地等地主会連合会  
会長 真喜志 康明

### 会長挨拶

こんにちは。会長の真喜志です。本日はご多忙中のところ、会員、関係地主をはじめ、多数の皆様に、「土地連セミナー」にご参加頂き、誠にありがとうございます。

戦後70年、いまだ多くの駐留軍用地が存在するなか、平成24年4月27日の「日米安全保障協議委員会の共同発表」により、返還区分と時期が発表されました。その後、平成25年4月5日、日米両政府から「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」が発表され、嘉手納飛行場より南の土地の返還が合意され、1,048ha以上の大規模な返還が予定されています。

普天間飛行場の辺野古への移設、3月末の西普天間地区の返還等が進むなか、昨年第1回目の「土地連セミナー」が開催され、川口順子氏の「沖縄の未来」、そして謝花喜一郎氏の「駐留軍用地跡地利用に関する沖縄県



の取り組みについて」の講演、報告がなされました。

引き続き、第2回目の「土地連セミナー」を開催すべく、今年度の事業計画で、「地域社会の健全な発展」に向けた返還及び跡地利用の促進に関する事業」として位置づけることといたしました。

今回は「沖縄の振興と駐留軍用地跡地利用の推進」をテーマに内閣府沖縄総合事務局、総務部長の仲程倫由氏による講演、又、りゅうぎん総合研究所、上席研究員の伊佐昭彦氏による「沖縄経済における軍用地料の効果について」で、昨年、本会が地権者の方へ無記名でご依頼したアンケート結果の分析を含め、調査の報告をしていただきます。

今後とも、沖縄の駐留軍用地をめぐる情勢について、情報を発信し、円滑な跡地利用を進める上の課題等について取り組み、参加者の皆様のご理解を深めるためのお助けの役割を担えれば幸いに思う次第です。

最後になりますが、今後とも皆様方のご支援、ご協力を賜りますことを祈念して、会長挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございます。



## 講演「沖縄の振興と駐留軍用地跡地利用の推進」

内閣府沖縄総合事務局  
総務部長 伸程 健由氏

ご紹介いただきました沖縄総合事務局総務部長の仲程です。本日は沖縄県軍用地等主会連合会から、このような機会を与えていただき、大変光栄に思っております。

本日の演題は、「沖縄の振興と駐留軍用地跡地の利用推進」となっていますが、その前に、沖縄の振興と内閣府沖縄総合事務局の取組みについて、ご説明させていただきます。

### 沖縄の振興と沖縄総合事務局

まず始めに、なぜ、国の責務として沖縄の振興を図っていかなければならないのかということですが、その背景には、3つの特殊事情があります（資料1）。

1つ目が歴史的事情です。沖縄は、先の大戦において苛烈な戦禍を受けました。

2つ目が地理的事情です。東西1,000km、南北400kmの広大な海域に多くの離島が点在している沖縄は、本土から遠隔の地に位置します。

3つ目が社会的事情です。国土面積の0.6%の県土に、在日米軍の専用施設・区域の約74%集中しております。

こうした特殊事情が背景にあって、沖縄は非常に脆弱な地域経済となっており、国の責務として沖縄の振興を図っているところです。その枠組みとしては、法制的には沖縄振興特別措置法等の法律が制定され、組織体制としては特命担当大臣の下に内閣府に2局体制、そして現地に国の総合出先機関として、沖縄総合事務局が置かれています（資料2）。

振興の主な政策手段としては、沖縄関係振興予算の一括計上や、沖縄独自の一括交付金制度、産業振興のための各種優遇税制などがあります。

沖縄振興については、10年毎に振興計画を作成し、それに基づいて実施されます。復帰直後の第一次計画から第三次計画までは、主に「本土との格差是正」を目的とし、社会资本の整備等を進めてきました。第四次計画からは、主に「民間主導による自立型経済」の構築を目的として行われています。第一次計画から第四次までの計画では、国が計画を策定してきましたが、現在の振興計画からは国が基本方針を定め、それに基づいて沖縄県知事が計画を策定して、沖縄振興が進められています。

沖縄総合事務局の業務を紹介いたします（資料3）。

沖縄総合事務局は、昭和47年の沖縄の本土復帰とともに、当時の沖縄開発庁の地方支分部局として設置されました。平成13年の省庁再編に伴って、内閣府の地方支分部局に再編され、現在に至っています。道路、空港、港湾、農業基盤整備等の公共事業の実施のほか、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等の地方支分部局の業務を実施しています。

現在取り組んでおります主要なプロジェクトとしては、那覇空港の滑走路増設事業などの社会资本の整備、農林水産業振興のための基盤整備、さらに「沖縄力」として、沖縄の特色を活かした産業振興などを行っています。もちろん、駐留軍用地跡地利用の推進にも積極的に取り組んでいるところであります。引き続き、沖縄の発展のための対策を推進してまいります。

### 沖縄における米軍施設・区域の概況等

次に、本日のテーマであります「沖縄の振興と駐留軍用地跡地利用の推進」について、ご説明いたします。平成24年4月に「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（跡地利用特措法）」が施行されて、本年4月で3年となります。この間の地元の皆様の跡地利用の取組みに、沖縄総合事務局がどのように関わってきたかについて、県内の駐留軍用地の状況と、改正跡地利用特措法のポイントに触れながら、ご説明いたします。

まず、今後の跡地利用が沖縄の振興にとって、いかに重要かということを強調させていただくために、沖縄における米軍施設・区域の状況と、これから予定されている嘉手納飛行場より南の土地の返還について、ご説明いたします。

沖縄の米軍施設・区域の特徴としては、そのほとんどが人口、産業が集積している本島地域に集中しており、土地利用上、大きな制約になっていることから、県民の皆様方の生活に様々な影響を与えております。また、本土にも米軍基地がありますが、大部分が国有地となっています。一方、沖縄では、民有地の割合が非常に高くなっています。民有地が多いということは、返還された土地について、地権者の皆様方のご理解とご協力をいただきながら、その跡地利用を進めていくことがたいへん重要ということです。

今後、返還が予定されている駐留軍用地の跡地開発は、県土構造を再編する、またとない好機であり、広域的かつ効率的な整備を図ることで、人と自然が調和する生活空間の回復や、交通アクセスの向上、更には自立型経済の構築などにつなげていく必要があります。

また、アジア地域の経済発展や経済のグローバル化の中で、沖縄はアジア・太平洋地域への玄関口という位置にあり、大きな潜在力を秘めています。政府においても、沖縄が日本のフロンティナーとして21世紀の成長モデルとなり、日本経済の再生を引っ張っていく牽引役となるよう、国家戦略として沖縄振興策を積極的に推進していきます。

そのために那覇空港の滑走路の増設、国際物流拠点（ハブ）の整備などを進めています。跡地利用についても、それぞれの地域資源を上手く活用して、魅力あるまちづくりに取り組んでいくことが地域を豊かにし、ひいては県全体の振興につながるのではないかと考えています。

続いて、嘉手納飛行場より南の駐留軍用地の返還についてご説明いたします（資料4）。

平成25年4月5日に日米両政府で「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」が合意されました。これにより、嘉手納飛行場より南の6施設・区域について、返還のための条件等に加え、具体的な返還時期が公表されました。返還される土地は、今後の沖縄発展の大きな潜在力であり、そのための跡地利用が、今後大変重要な役割を果すものと期待されています。

その中で、キャンプ瑞慶覧・西普天間住宅地区については平成26年度又はその後に返還とされており、来月末で返還される予定です。現在、宜野湾市と沖縄県、地主会、沖縄防衛局、沖縄総合事務局で構成される「キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の跡地利用に関する協議会」が設置されており、跡地利用に向けて関係者で様々な調整を急ピッチで行っています。西普天間住宅地区の取組につきましては、後ほど触れます。

### 跡地利用を推進する法的な枠組み

次に、国として跡地利用に、どのように関わっていくのかについて、お話をしたいと思います（資料5）。

平成24年5月に内閣総理大臣が決定した沖縄振興基本方針においては、国が考える沖縄振興の意義や方向性、振興に当たっての基本的な視点などが示されました。

駐留軍用地の跡地利用についても、沖縄の振興に関する基本的な事項の1つとして、「返還される跡地は、地域にとって新たに生まれた利用可能な空間であり、当該地域ひいては沖縄全体の振興につなげていくために、国も、県や関係市町村と密接に連携しつつ、跡地の有効利用を主体的に推進する」と記述されています。

「跡地利用特措法」におきましても、その第4条で国の責務を定めています(資料6)。

国が行う担当分野には様々ありますが、内閣府が所管する部分について、3点説明します。

1点目が拠点返還地の指定です。返還が合意された駐留軍用地のうち、広域的な見地から沖縄の自立的発展の拠点となると認められた区域について、内閣総理大臣は「拠点返還地」に指定するものとされており、昨年の1月に宜野湾市のキャンプ瑞慶覧の西普天間住宅地区につきまして、初めて拠点返還地の指定が行われたところです。

西普天間住宅地区は、統合計画において示された嘉手納飛行場より南の返還計画において、早期に返還される最初のまとまった土地で、その跡地利用は今後の沖縄の振興にとって極めて重要な課題です。同地区は中南部都市圏の中心に位置し、主要幹線道路に隣接した交通の要衝となっています。また、国指定文化財が存在する豊かな緑地空間等と良好な景観を形成しています。

地元の宜野湾市も、普天満宮周辺まちづくりや西海岸地域の開発基本構想などの同地区周辺のまちづくり構想と連動させながら、住宅や公園のみではなく、広く県全体の振興に寄与するという観点から、医療関係を始めとした各種分野の都市機能を導入するという土地利用計画が、現在検討されています。

2点目が土地の先行取得制度の創設です。沖縄県の駐留軍用地には、大部分が民有地で公有地が極めて少ないという特殊性があります。一方で、返還後の跡地利用を迅速かつ円滑に進めていくためには、県や関係市町村が返還前の早い段階から公共用地を確保する必要があります。こうした事情を踏まえて、跡地利用特措法において、土地の先行取得制度が創設されました。

この制度を利用するためには、条件が2つあります。1つ目が、内閣総理大臣が指定した「特定駐留軍用地」であることです。2つ目が、駐留軍用地が所在する市町村や県が道路、公園などの公共事業を「特定事業の見通し」として定めていることです。この2つの条件を満たした場合に、県や市町村が公共用地として土地を先行取得することができるようになりました。

特定駐留軍用地の指定の実績としましては、平成24年5月に「キャンプ桑江」、「普天間飛行場」、「牧港補給地区」、「那覇港湾施設」、「陸軍貯油施設第1桑江タンクファーム」の5つの区域があります。またキャンプ瑞慶覧については、統合計画において、具体的な返還区域が特定されたということで平成25年5月に「西普天間住宅地区」、「ロウワー・プラザ住宅地区」等の4区域を特定駐留軍用地に指定しています。

特定事業の見通しの実績としては、普天間飛行場については、平成25年6月に沖縄県及び宜野湾市が、それぞれ特定事業の見通しを公表し、先行取得を開始しました。

西普天間住宅地区についても、宜野湾市が、平成26年6月に特定事業の見通しを公表し、先行取得を実施しております。

また、キャンプ桑江(南側)については、北谷町が平成26年9月に特定事業の見通しを公表し、先行取得を開始しております。

なお、先行取得を行う財源については、沖縄振興特別推進交付金、いわゆる一括交付金が活用されています。

3点目が、いわゆる法定協議会の設置です。跡地利用特措法では、沖縄担当大臣、沖縄県知事、関係市町村長等により構成される「駐留軍用地跡地利用推進協議会」の設置が法定化されました。これまで国と県、関係市町村の協議の場はありましたが、法律に明記して、継続して協議を行って欲しいという地元の要望があり、法定化されたところです。協議会については、平成25年5月28日に正式に設置され、これまでに3回開催されました。内閣府においても、法定協議会での議論等を踏まえて、跡地利用の取り組みに引き続き適切に対応していく所存です。

## 沖縄総合事務局の取組

跡地利用を成功させていくためには、関係機関が連携して、課題等の解決に取り組んでいくことが非常に大事になります。

沖縄総合事務局においても、沖縄県や跡地関係市町村等と密接に連携しつつ、跡地の有効かつ適切な利用の推進に向けて取り組んでいるところです(資料7)。



# 土地連セミナー2015

一般社団法人 沖縄県軍用地等地主会連合会

沖縄総合事務局では、局長をトップとした「沖縄総合事務局跡地利用対策連絡協議会」を設置しています。跡地利用対策が道路等の社会資本の整備だけに限らず、農業や産業振興、国有地の有効活用など、様々な検討が必要になってくるということもあり、全ての部長が参画しています。

私どもは内閣府本府、関係省庁、沖縄県など跡地利用に係る関係機関と連携するとともに、跡地関係市町村に対して直接、支援等を行う「市町村支援事業」を実施しております(資料8)。

市町村支援事業は、跡地利用の実現に向けた主体的な取組を行っている市町村に対して支援を行うということを目的に、平成11年度から実施しています。市町村にとって適切な支援が行えるよう、県内外の跡地利用の専門家を委員とする「駐留軍用地跡地利用推進懇談会」を設置するとともに、アドバイザー派遣など柔軟な支援方策を行っています。

駐留軍用地の跡地利用計画の策定等に取り組んでいる市町村では、具体的な跡地利用のみならず、米軍基地問題等の専門的知識を有する人員や組織を確保することが、非常に困難な場合が多々あります。そこで跡地利用等に関する専門的知識を有する者(アドバイザーやプロジェクト・マネージャー等)を当該市町村からの要請に応じて派遣し、跡地利用の推進及び円滑化を支援しています。

アドバイザー派遣とは、短期間、当該市町村に専門家を派遣する制度です。プロジェクト・マネージャー派遣とは、長期間、専門家を派遣する制度です。関係市町村の要請に応じて、返還跡地等において実施する土地区画整理事業や土地改良事業などに関する専門的知識、経験を有する方を派遣し、関係市町村に常駐しながら、職員と共に跡地利用等の利用推進に関する関係機関との様々な調整を行い、当該市町村の人材育成にも携わります。

沖縄総合事務局では、今年度からの新たな試みとして、跡地関係市町村の担当職員や、地主会会員等を対象に、先進地事例研修を実施しました。

この研修は、市町村職員等のまちづくりに関するスキルの向上と、それぞれの市町村職員、地主会の会員等の交流を深め、相互での情報共有ができるネットワークづくりの支援を目的として、県外におけるまちづくりの取組事例を現地で学んでいただくものです。

初年度に当たる今回は、研修先として奈良県の「近鉄あやめ池遊園地跡地」、大阪府の「千里ニュータウン」、「万博記念公園」の3ヵ所を訪問しました。いずれも沖縄におけるこれからの跡地利用を検討していく上で、非常に参考になるのではないかということで研修先としたところです。

西普天間住宅地区の跡地利用への関わりについて紹介します(資料9)。

西普天間住宅地区については、来月末で地権者の皆様に返還されることになっています。また、昨年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる「骨太の方針」に「琉球大学医学部及び同附属病院の移設を含む高度な医療機能の導入を始めとする跡地利用の推進を図ること」が盛り込まれています。「骨太の方針」に跡地利用の推進を盛り込んだのは初めてで、国としても積極的に取り組んでいくということです。

西普天間住宅地区の跡地利用を効果的、かつ適切に進めていくためには、関係者が密接に連携して取り組んでいく必要があります。宜野湾市が主宰する「西普天間住宅地区の跡地利用に関する協議会」に、沖縄総合事務局もメンバーとして検討に加わり、現在、協議会の場において、国際医療拠点の形成を目指した跡地利用計画の策定等が鋭意進められています。

現時点での土地利用計画案ですが、今後、地権者の皆様と相談しながら、この案を固めていくということとなります。

この土地利用計画案を踏まえ、県又は市が策定する「総合整備計画」や、拠点返還地指定により定められる「国の取組方針」に基づいて、今後、計画的な開発整備が進められています。

沖縄総合事務局は、内閣府の1組織ではありますが、各省の出先機関としての業務も実施しており、それぞれの省庁の担当分野で、この地区の跡地利用に貢献できるのではないかと考えており、先ほどご説明した局内に設置した「跡地利用対策連絡協議会」においても情報共有をして、検討を進めています。今後の跡地利用のモデルケースになるよう、沖縄総合事務局としても積極的に寄与できればと考えています。

## 主な跡地利用の事例

次に、県内における主な返還跡地利用の取り組みを紹介します(資料10)。

それぞれの返還跡地が持つ条件や特徴を十分に活かして、地域の振興に結び付けてきた直近の事例としては、北中城村のアワセゴルフ場地区が挙げられます。平成27年4月末に「イオンモール沖縄ライカム」が、来年春には「中部徳洲会病院」が開業予定で、現在、急ピッチで工事が進められています。北中城村と地権者組織が連携しまして土地区画整理事業や企業誘致に取り組み、実を結んだものだと思います。沖縄総合事務局においても、専門家派遣事業としてプロジェクト・マネージャーを長期間派遣し、北中城村を支援してきました。



跡地利用を考える上で、よく引き合いに出される事例が、那覇新都心です。我々の庁舎もそこにありますから、その躍進ぶりを実感しています。非常に発展をとげている地区ですが、その開発は必ずしも順調に行われてきたわけではありません。昭和48年の返還合意から土地区画整理事業の終了まで、33年の長い年月を要しました。当時は現在の跡地利用特措法のような法律に基づく跡地利用に関する制度がなく、跡地利用に長期期間を要したということもあったのではないかと思います。

私どもは、跡地利用特措法に基づく新たな制度を活用し、迅速に跡地利用に取り組んでまいります。

## 税制改正要求及び新年度予算案

最後になりますが、来年度の税制改正要求と跡地利用関連予算案についてです。跡地利用特措法における土地の先行取得制度に基づいて土地を譲渡した場合の譲渡所得については、5千万円の特別控除が適用されます。しかしながら、適用期間が返還までとされていることから、返還後の国が実施する支障除去期間内は税控除の適用が受けられず、また、その制度が適用されるためには政令で200m<sup>2</sup>以上、市町村の条例又は規則で100m<sup>2</sup>以上と規定されており、100m<sup>2</sup>未満の土地については税控除の適用が受けられないことから、地権者の皆様を始め、沖縄県等から強く国に対して制度の「適用期間の延長」と「面積要件の緩和」の要望が出されておりました。内閣府としても、要望事項の実現に向けて財務省等と折衝を行い、昨年末の与党の税制改正大綱に盛り込まれ、本年1月14日に閣議決定されたところです(資料11)。

現在、跡地利用特措法の改正に向け、審議、検討を行っている最中ですが、先行取得制度が拡充されことで、地権者の皆様との合意形成が円滑に進んで、跡地利用の取組が更に促進されるのではないかと期待をしています。

次に、予算ですが2点あります。1つ目は、西普天間住宅地区における国際医療拠点の形成に関する調査費を計上しています。2つ目は、跡地利用推進のための補助金の新設です。一括交付金は、跡地利用の取組にも活かされていますが、今後返還が予定される駐留軍用地を抱えている市町村においては、土地利用計画の検討や返還後の土地区画整理事業に向けた準備、公共用地の先行取得など、短期間で集中的に予算を投入する必要があり、大きな財政負担となります。

また跡地利用を進めていくためには、返還前から埋蔵文化財調査を円滑に実施することが重要であり、今後、返還前の試掘調査のための立入の可能性も想定されています。しかしながら、県や当該市町村の教育委員会では日常的に多くの調査業務を抱えており、返還跡地の調査に調査員を割くことは困難で、さらに調査員の増員も財政的に非常に厳しく、沖縄県や市町村から支援を強く求められています。

それを受けまして、来年度から新たな補助金を創設することとしました。平成27年度においては、西普天間住宅地区における環境アセスメントに係る方法書の策定事業や、埋蔵文化財調査の体制整備に係る事業を想定しています。

沖縄総合事務局では、これらの制度や予算を活用し、今後とも皆様方から貴重なご意見等を賜りながら、沖縄の振興につながるような跡地利用に取り組んでまいります。私からの報告は以上です。ご静聴ありがとうございました。

## 講師プロフィール

仲程 倫由(なかほど のりよし)氏(内閣府沖縄総合事務局 総務部長)

1983年 4月 総理府 入府

2004年 4月 内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(企画担当)付調査官

2012年 4月 同 政策統括官(防災担当)付参事官(総括担当)付企画官

2012年10月 同 大臣官房参事官(総務課担当)

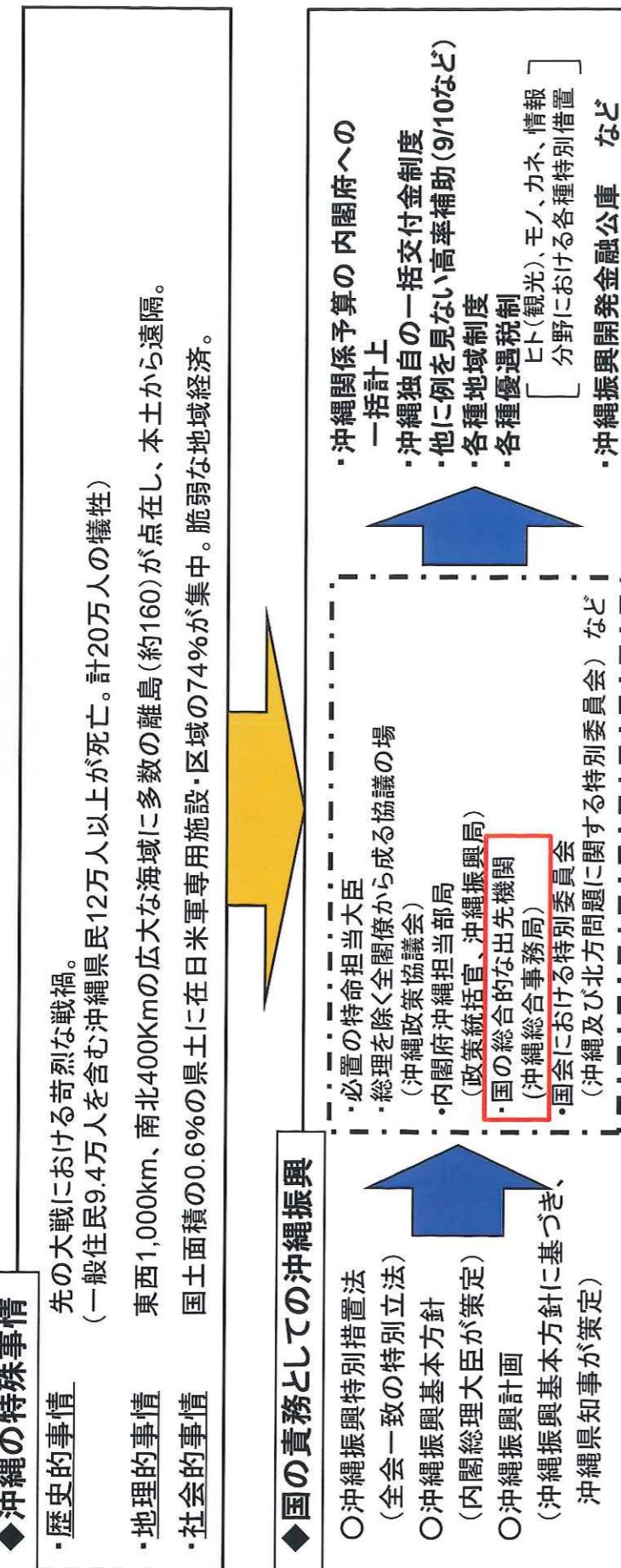
2013年 7月 同 沖縄総合事務局総務部長

# 講演「沖縄の振興と駐留軍用地跡地利用の推進」

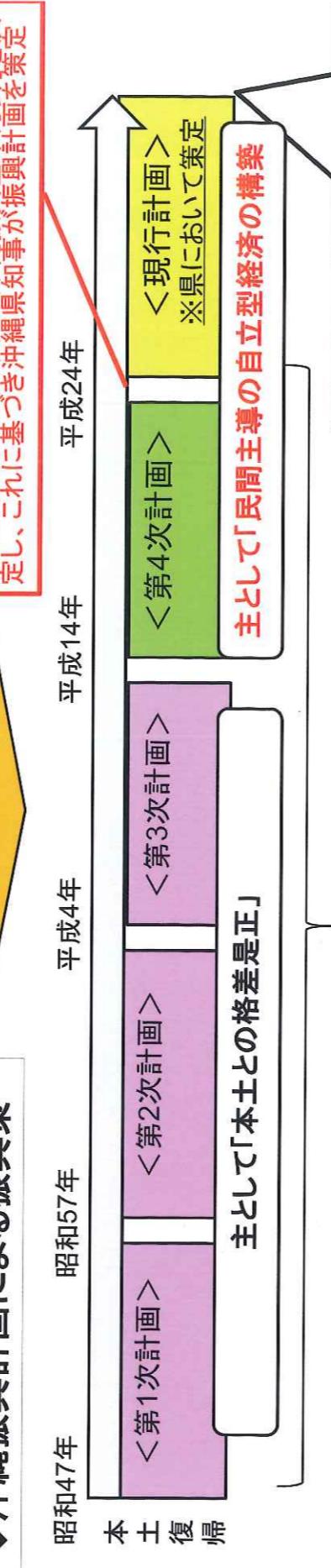
## I 沖縄の特殊事情と沖縄振興の仕組み

### ◆沖縄の特殊事情

- 歴史的事情 先の大戦における苛烈な戦禍。  
(一般住民9.4万人を含む沖縄県民12万人以上が死亡。計20万人の犠牲)
- 地理的事情 東西1,000km、南北400Kmの広大な海域に多数の離島(約160)が点在し、本土から遠隔。
- 社会的事情 国土面積の0.6%の県土に在日米軍専用施設・区域の74%が集中。脆弱な地域経済。

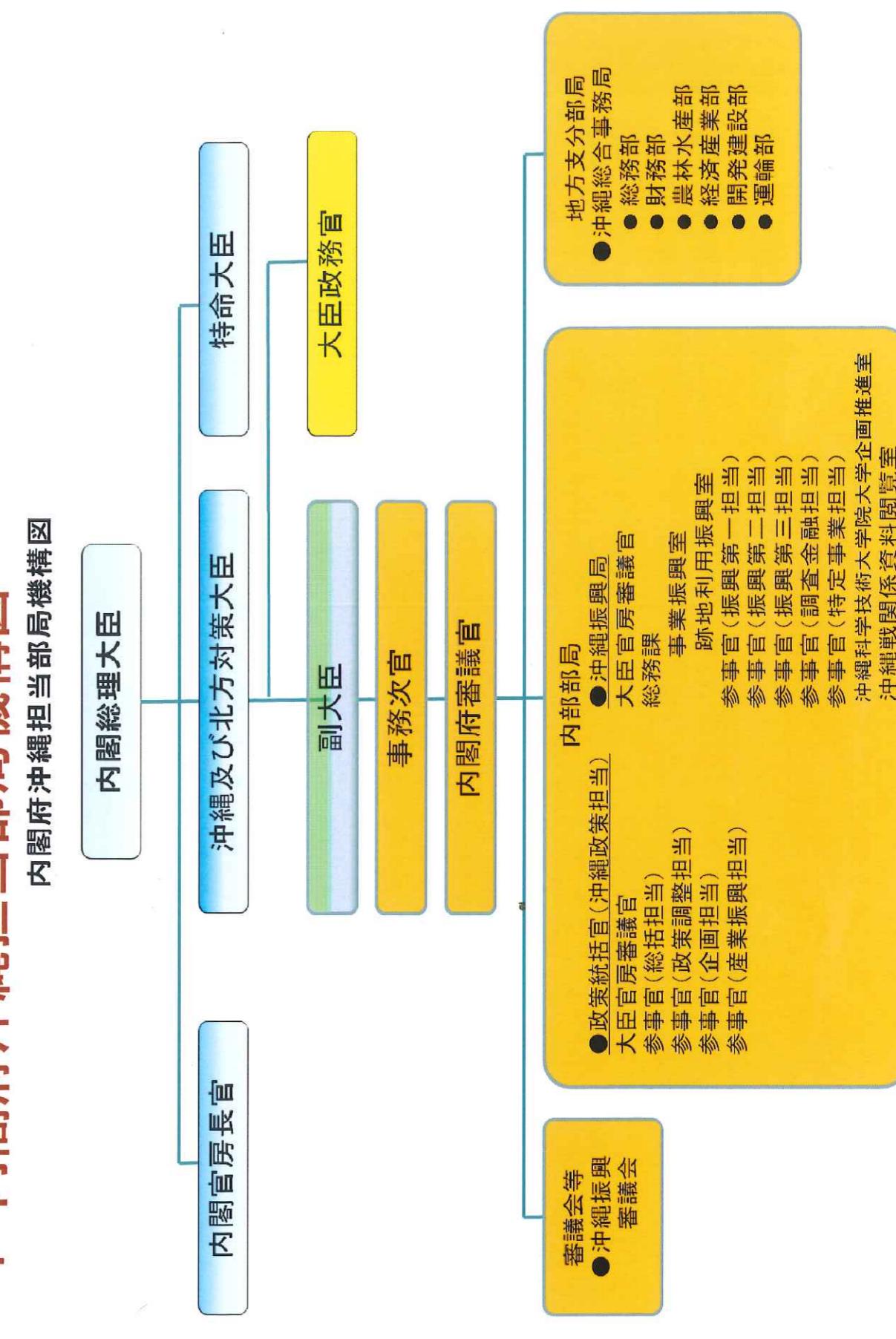


### ◆沖縄振興計画による振興策



## II 沖縄総合事務局の概要

### 1 内閣府沖縄担当部局機構図



資料 1

資料 2

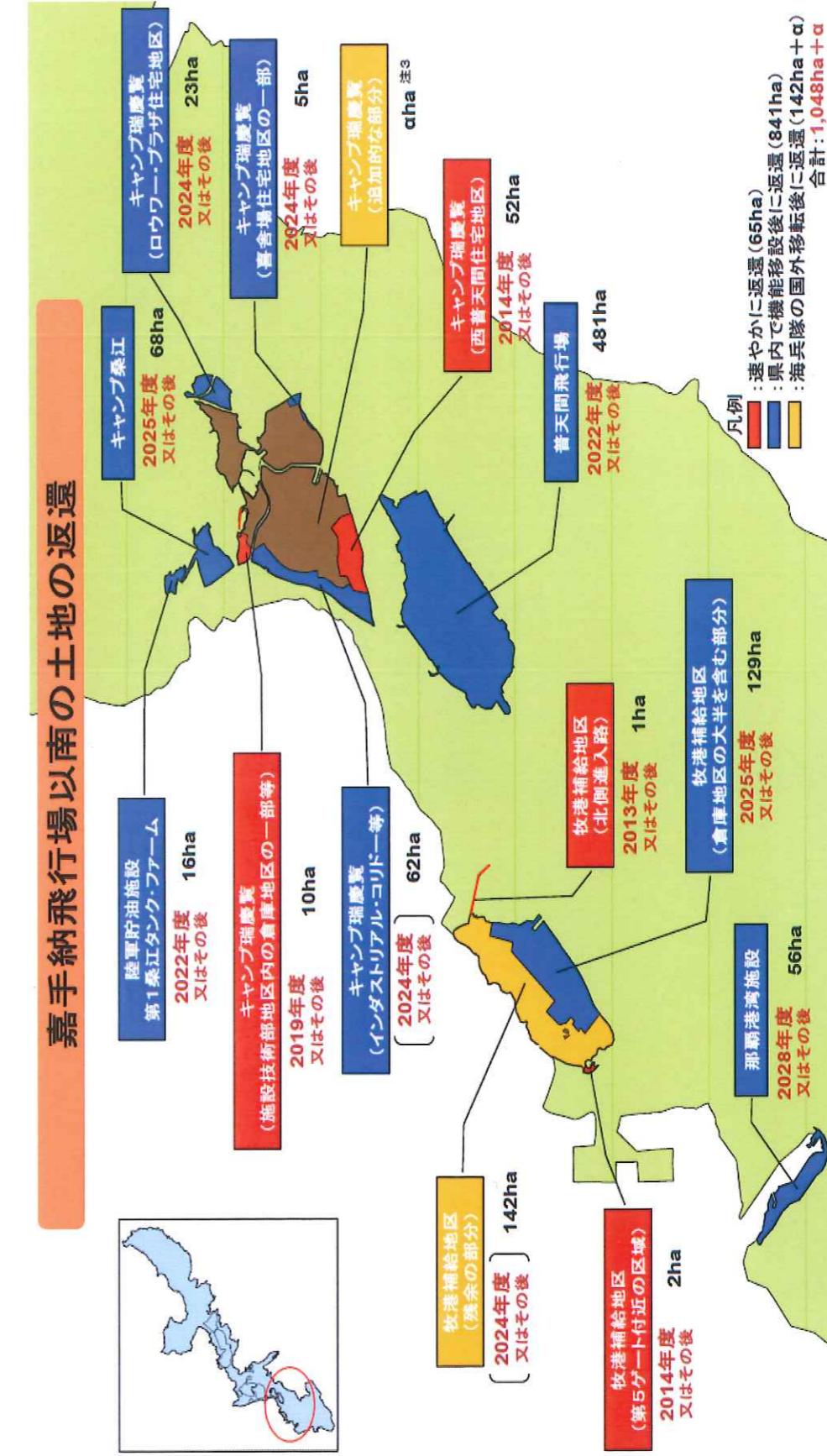
## 2 沖縄総合事務局の組織と所掌事務

資料 3

- 沖縄総合事務局は、昭和47年5月15日の本土復帰と同時に、沖縄の振興開発を一元的・効率的に推進するため、沖縄開発庁の地方支分部局として設置され、平成13年1月6日の省庁再編に伴い内閣府の地方支分部局として再編され、現在に至る。
  - ダム、道路、港湾、空港等の社会資本の整備、農林水産業の基盤整備等の公共事業のほか、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等の地方支分部局の業務を行う国の総合出先機関となっている。
  - 総務部、財務部、農林水産部、経済産業部、開発建設部及び運輸部の6部と19事務所からなり、各省の地方支分部局において所掌することとされている事務を執行するに当たつては、各所管大臣の指揮監督を受ける。

地方支分部局	沖縄総合事務局	指揮監督者
公正取引委員会事務総局の地方支分部局	総務部公正取引室	公正取引委員会
財務局	財務部	財務大臣、金融庁長官、証券取引等監視委員会
地方農政局	農林水産部	農林水産大臣
経済産業局	経済産業部	経済産業大臣
地方整備局	開発建設部	国土交通大臣
土木工事監査官	土木工事監査官	国土交通大臣

卷之四



注1：時局及び米英戦争、日本両政府による必要な措置及び手続の完了後、特定の施設・区域が運航されるる時期  
 及び米英戦争、日本国外の場所に移転するための米国政府の取組といった事態に応じて運航  
 国外移転計画が定められていないことから、海兵隊長の國外移転等に要する時期を考慮していない。  
 2：各区域は概数を示すものであり、今後実際の輸送量等に依拠しつづけ、修正作成されることがある。

沖繩防衛局資料

平成24年5月11日  
内閣総理大臣決定

### Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項

#### 8 駐留軍用地跡地の利用に関する基本的な事項

沖縄には我が国における米軍専用施設・区域の約74%が集中しており、その存在は、我が国と東アジア地域の安定に寄与する一方で、土地利用やまちづくり等の大きな制約となつて県民生活に様々な影響を及ぼしており、沖縄に集中する基地負担の軽減を進めていく必要がある。

このような米軍施設・区域の集中を含む社会的事情も総合的に勘案し、沖縄振興に努めてきたところであり、また、返還される駐留軍用地の跡地は、地域にとつて新たに生まれた利用可能な空間となることから、跡地の迅速かつ効果的な利用を進め、当該地域ひいては沖縄全体の振興につなげていく必要がある。

本年3月に改正された沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号）に基づき、国の責任を踏まえ、沖縄県及び関係市町村と密接に連携しつつ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進するため、支障の除去に関する措置、駐留軍用地への立入りのあっせん、給付金の支給、駐留軍用地内の土地の取得の円滑化、跡地利用に関する協議等に取り組む。

大規模な駐留軍用地跡地の利用は、沖縄全体の振興に大きな影響を与えるものであることから、跡地利用に向けた関係者の合意形成を促進し、迅速かつ効果的な跡地利用を進めため、今後とも、国は、地方公共団体、民間事業者等関係者間の役割分担や相互の協力・連携等について、積極的な検討を行い、実施していく必要がある。

### 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法

（平成七年五月二十六日法律第二百二号）

#### （基本理念）

**第三条 駐留軍用地跡地は、戦後長期間にわたって駐留軍によって使用された後にようやく返還される沖縄県の貴重な土地資源であることに鑑み、二十一世紀における沖縄県の自然、経済、社会等に係る新たな展望の下に、沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のための基盤として、その有効かつ適切な利用が推進されなければならない。**

**2 国は、駐留軍用地が日米安保条約により我が国が駐留軍に提供してきたものであること及びその返還を機とする沖縄県の発展が我が国の発展に寄与するものであることに鑑み、沖縄県及び関係市町村との密接な連携を確保しつつ、国の責任を踏まえ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進しなければならない。**

**3 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に当たっては、当該土地の返還を受けた所有者等の生活の安定が図られるよう必要な配慮がなさるものとする。**

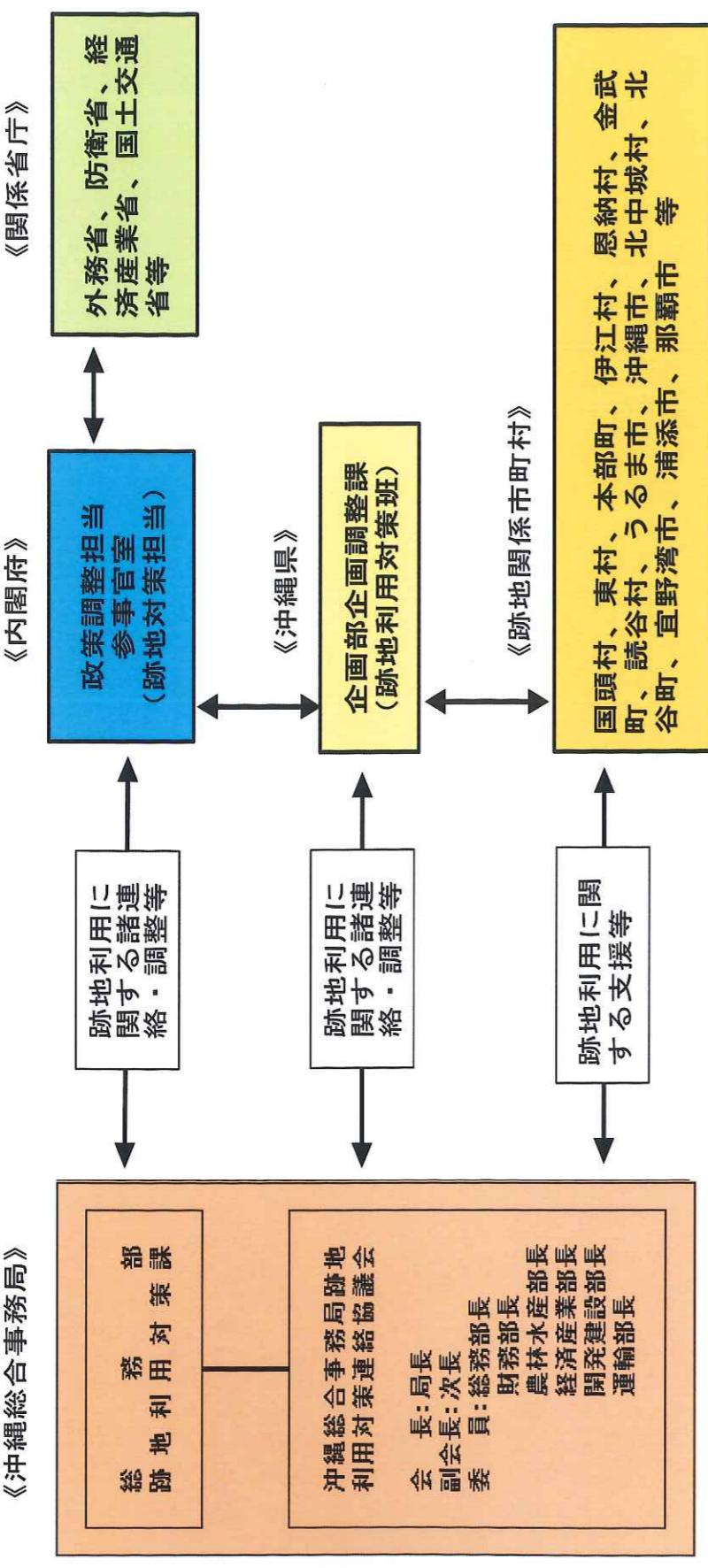
#### （国の責務）

**第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、沖縄県及び関係市町村との密接な連携の下に、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。**

**2 政府は、この法律の目的を達成するため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。**

## 資料 7

### 跡地利用推進に係る関係機関との連絡調整等



### 沖縄総合事務局における主な市町村支援事業

#### 専門家派遣事業

土地区画整理事業など跡地利用等に關し専門的な知識を有する専門家(「アドバイザー」や「プロジェクト・マネージャー」等)を市町村の要望を踏まえて派遣し、跡地利用の推進及び円滑化を支援。

#### 先進地事例研修事業



平成26年11月  
近鉄あやめ池遊園地跡地の現地研修

- ・近鉄あやめ池遊園地跡地  
(奈良県奈良市)
- ・千里ニュータウン  
(大阪府豊中市、吹田市)
- ・万博記念公園  
(大阪府吹田市)

## 資料 8

## キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）土地利用計画（修正案）



資料10

## 主な跡地利用の事例



## 平成27年度税制改正の大綱（抄）

資料 11

〔 平成27年1月14日  
閣議決定 〕

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていくため、成長志向に重点を置いた法人税改革、高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化等のための税制上の措置を講ずる。地方創生に取り組むため、企業の地方拠点強化、結婚・子育ての支援等のための税制上の措置を講ずる。さらに、経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率の10%への引上げ時期の変更等のための税制上の措置を講ずる。B E P S プロジェクト等の国際的取組を踏まえ、国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和に向けた税制上の措置を講ずる。このほか、震災からの復興を支援するための税制上の措置その他所要の税制上の措置を講ずる。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

### 一 個人所得課税

1 略

2 住宅・土地税制

（国税）

〔延長・拡充等〕

（1）～（4）略

（5）沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の改正を前提に、同法の買取協議について次の改正が行われた後も引き続き、同法の買取協議に基づき土地を譲渡した場合の5,000万円特別控除を適用する（法人税についても同様とする。）。

① 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づき指定された特定駐留軍用地跡地（仮称）を買取協議の対象に加える。

② 買取協議の対象となる土地の面積要件を市町村条例により下限なく引下げ可とする。

（地方税）

〔延長・拡充等〕

（1）～（4）略

（5）沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の改正を前提に、同法の買取協議について次の改正が行われた後も引き続き、同法の買取協議に基づき土地を譲渡した場合の5,000万円特別控除を適用する。

① 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づき指定された特定駐留軍用地跡地（仮称）を買取協議の対象に加える。

② 買取協議の対象となる土地の面積要件を市町村条例により下限なく引下げ可とする。

3～4 略  
二～七 略